

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改 正 案	現 行
（銀行の子会社の範囲等） 第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 一十五（略） 十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 十七 二十六（略） 2 9（略） （銀行持株会社の子会社の範囲等） 第三十四条の十六（略） 2（略） 3 法第五十二条の二十三第一項第十号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。 一 一十五（略） 十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等	（銀行の子会社の範囲等） 第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 一十五（略） 十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 十七 二十六（略） 2 9（略） （銀行持株会社の子会社の範囲等） 第三十四条の十六（略） 2（略） 3 法第五十二条の二十三第一項第十号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。 一 一十五（略） 十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条

<u>に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業</u> 十七、二十六（略） 4、9（略）	<u>件の整備等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業</u> 十七、二十六（略） 4、9（略）
---	--